

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令新旧対照条文
○毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正		現 行
別表第一（第四条の二関係） 毒物 一〇十八の二（略） 十九 弗化スルフリル及びこれを含有する製剤 二十〇二十三（略） 劇物 一〇十一（略） 十一の二 四・クロロ・三・エチル・一・メチル・N・「四・（パ ラトリルオキシ）ベンジル」ピラゾール・五・カルボキサミド及 びこれを含有する製剤 十一の三〇十一の七（略） 十一の八（略） 十一の九 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次 に掲げるものを除く。 (1) (49)（略） (50) (S)・α・シアノ・三・フェノキシベンジル＝（一R・三 R）・二・二・ジメチル・三・（二・メチル・一・プロペニル ）・一・シクロプロパンカルボキシラートと（R）・α・シア ノ・三・フェノキシベンジル＝（一R・三R）・二・二・ジメ チル・三・（二・メチル・一・プロペニル）・一・シクロプロ		別表第一（第四条の二関係） 毒物 一〇十八の二（略） 十九 削除 二十〇二十三（略） 劇物 一〇十一（略） 十一の二〇十一の六（略） 十一の七 削除 十一の八（略） 十一の九 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次 に掲げるものを除く。 (1) (49)（略）

パンカルボキシレートとの混合物（S）・ α ・シアノ・三・
 フェノキシベンジル^{（51）}（一R・三R）・二・二・ジメチル・三・
 ・（二・メチル・一・プロペニル）・一・シクロプロパンカル
 ボキシレート九一%以上九九%以下を含有し、かつ、（R）・
 α ・シアノ・三・フェノキシベンジル^{（136）}（一R・三R）・二・
 二・ジメチル・三・（二・メチル・一・プロペニル）・一・シ
 クロプロパンカルボキシレート一%以上九%以下を含有するも
 のに限る。）一〇%以下を含有するマイクロカプセル製剤
 十二^{（51）}
 六十七^{（136）}（略）

十二^{（50）}
 六十七^{（135）}（略）
 （略）
 （略）